



政治闘いなき
これでは明日の白根が
心配です

市長選挙

25,705人 (昭和63年9月2日現在の選挙人名簿登録者数)

の有権者の皆さん

1月22日(日)

忘れずに投票しましょう

投票できる人

昭和四十四年一月二十三日までに生まれ、六十三年十月十四日以前から引き続き白根市の住民基本台帳に登録されている人。

不在者投票

投票日当日、都合でどうしても投票所へ行けない人は、不在者投票ができます。
投票の期間 一月十五日から一月二十一日までの午前八時三十分から午後五時まで。土・日曜日もできます。
投票場所 市役所四階・選挙管理委員会事務局

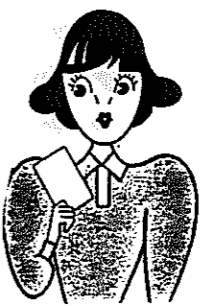
郵便による不在者投票

身体に重度の障害があり、選挙の当日、自ら投票所へ行って投票することができない人のために、郵便で不在者投票ができるしくみがあります。
この制度で不在者投票ができる人は、身体障害者手帳、または戦傷病者手帳の交付を受けている人で、その障害程度が上の表に該当する選挙人に限られます。
なお、手帳の記載だけでは該当するかどうか明らかでない場合は、県知事の証明が必要です。
郵便による不在者投票を行う場合は、選挙管理委員会が交付する

手帳の種類	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
障害の種類	両下肢もしくは体幹の障害	両下肢もしくは体幹の障害 心臓・じん臓呼吸器・ぼうこう・直腸もしくは小腸の障害
障害の程度	1級もしくは2級	特別項症から第2項症まで 特別項症から第3項症まで

市長選挙 立候補手続き説明会

市長立候補予定者の立候補手続きや、選挙運動などの説明会を次の日程で行います。
□とき 十二月二十六日(月)午後一時三十分から
□ところ 市役所四階 第二委員会室



一人ひとりが
きれいな選挙を

気をつけましょう

次のものを、候補者が贈ることも、有権者が受け取ったり求めたりすることも、法律で禁じられています。
●お祭りの寄付やお酒
●集会の飲食代
●落成式や開店祝いの花輪
●季節の贈り物
●旅行のせんべつ
●団体旅行の寄付や差し入れ
●お葬式の香典、花輪や供花
●結婚のお祝い金やお祝い品
●出産・入学・卒業のお祝い品やお祝い金

選挙管理委員会

- 郵便投票証明書の交付申請 (氏名を自署のうえ手帳か知事の証明書を添付してください)
- 郵便投票証明書を交付 (手帳か証明書を返付しません)
- 投票用紙・封筒を郵送で請求 (氏名を自署のうえ郵便投票証明書を添え投票日の4日前までに届くようにしてください)
- 投票用紙・封筒を交付 (郵便投票証明書を返付しません)
- 自宅などで記入のうえ郵送 (封筒に必ず自分の氏名を自署してください)

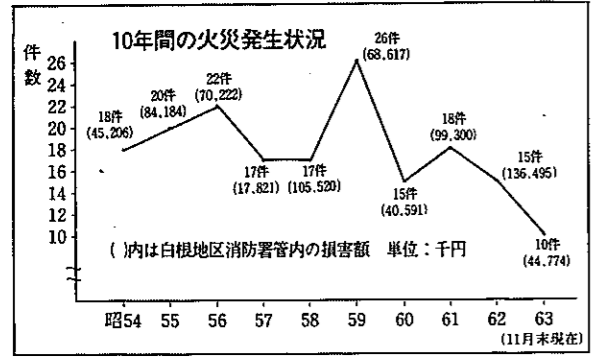
その火その時すぐ始末!

火災の原因は慣れからくる油断

白根地区消防署管内の、本年十一月末現在の火災発生件数は十件で、昨年同期より二件少なくなっています。出火原因別では、ストーブの取り扱い不注意によるものが二件、火花からの引火が二件、火遊び、風呂かまど、コードのショート、テレビの故障がそれぞれ一件、不明二件となっており、火災による

損害額は、四千四百七十七万円となっています。市内の発生件数は六件で、原因別では、ストーブ二件、火花と火遊びが各一件、不明が二件となっており、損害額は、三千五百二十六万円となっています。火災はちよつとした不注意から発生します。「天ぷらを揚げてい

不幸にも火災が発生したら——慌てず、落ち着いて行動することが肝心です。発見が遅く、とても手に負えない場合は、無理をせず、まず家の中にいる人を速やかに安全な場所に避難させてください。そして、すぐ「一九番通報」してください。早く正確な通報は、より損害を少なくしてくれます。通報は、住所(場所)、氏名、目撃物、何が燃えているか、逃げ遅れた人の有無を正確に伝えてください。また、消防車の到着を待ちきれないで、家財道具を運び出す人がいますが、人災を招くおそれがありとても危険です。消防署からどんなに遠い所でも十分程度で、消防車は到着します。無理はしないようにしましょう。



昭和六十二年は、石油ストーブが原因による火災が全国で千六百九十五件もありました。消防法では灯油を「危険物」と指定しています。危険物である灯油の性質を改めて確認し、正しい取り扱いを心がけましょう。
□取り扱いの注意点
灯油などの石油類から発生する蒸気は、空気より重く床や床下にたまりやすくなります。この蒸気は一定濃度以上になると引火しやすい性質を持っているので、灯

油は火の気のない、風通しのよい所に置きましょう。
灯油は「水と油」という言葉のとおり水よりも軽く、両者が溶け合うことはありません。もし、灯油が燃え上がったとしても、「消火のため」に水を掛けることはやめましょう。水は火を消すどころか、灯油を四方に広げ、火災を大きくしてしまふからです。灯油を使用するときは、万一に備えて、消火器をすぐ使える場所に置いておくことも必要です。

火災が発生したらすぐ通報

いて話し合うことがたいせつです。火の取り扱いにじゅうぶん気をつけて、消火器の操作や消火の方法を話し合ってください。お年寄りや子どもたちに留守を預けている場合はなおさらです。「その火、その時、すぐ始末」を慎行しましょう。

10月28日「一日消防署長・署員」消火訓練

